

都市計画税及び各務原市導入の変遷

都市計画税は大正 8 年（1919 年）、都市計画事業に必要となる費用に充てるために創設された「都市計画特別税」に流れを持ち、昭和 15 年（1940 年）に目的税として、創設されました。その後、昭和 25 年（1950 年）のシャープ勧告により、都市計画税は一旦、廃止され、水利地益税に実質的に吸収されましたが、昭和 31 年（1956 年）に都市計画税が復活し、現在に至ります。

昭和 31 年	現行の都市計画税制度 創設
昭和 38 年 4 月	市政施行 稲羽郡四町（那加町、稲羽町、鶴沼町、蘇原町）合併
昭和 44 年 6 月	新都市計画法施行 都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に分ける。
昭和 46 年 3 月	各務原市「市街化区域」「市街化調整区域」告示
昭和 49 年	昭和 50 年度から都市計画税の導入を検討 当時、県下 13 市の中で最後。他市に比べ都市整備が遅れていたことから市街化区域と市街化調整区域の中でも直接都市計画事業の恩恵を受ける地区を対象として導入を検討することとなった（過去 5 年間都市計画事業や土地区画整理事業に投資した費用は約 6 億 2 千万円うち 2 億 5 千万円は市債）
昭和 50 年度	都市計画税の導入（税率 0.2%「制限税率上限」） 条例により市街化区域のみ課税対象とした。
昭和 54 年度	都市計画税の税率変更（税率 0.3%「制限税率上限」） 昭和 53 年税法改正により「制限税率」が 0.3%に
平成 16 年 11 月	羽島郡川島町を編入 川島町は都市計画税を課税していなかった。
平成 18 年度	旧川島町都市計画税賦課開始（税率 0.15%） 合併の特例に関する法律の規定により、不均一課税を実施
平成 19 年度	旧川島町都市計画税税率変更（市全域で統一） （税率 0.3%「制限税率上限」）
令和 6 年度	新たな都市計画税の課税区域の検討開始 市街化調整区域における住居系の地区計画運用基準の策定に伴い、今後、個々に地区計画を定めた際に、区域内において都市計画税を賦課するかどうかについて検討することとした。